

令和5年度食と生活を支える水循環システム保全活動促進事業地域活動促進業務委託仕様書（案）

1 目的

この仕様書は、青森県（以下「委託者」という。）が受託者に委託する、食と生活を支える水循環システム保全活動促進事業地域活動促進業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務委託の名称

令和5年度食と生活を支える水循環システム保全活動促進事業地域活動促進業務委託

3 委託の期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

4 業務に関する事項

（1）概要

安全・安心な農林水産物の生産の基礎となる「水循環システム」を保全・継承していくため、「水循環システム」の再生・保全に資する活動を市町村、関係団体等と連携して地域に広げる取組をコーディネートすることにより、次世代を担う子供たちをはじめ、県民の環境保全意識の醸成を図る。

「水循環システム」の保全とは、安全・安心な農林水産物を持続的に生産していくために重要な水資源が維持できるよう、山・川・海をつなぐ水の流れを一体的に捉え、環境を保全する取組を指す。

（2）内容

① 小学生向け校外学習会（バスツアー）の開催

借上バスでダムや農業水利施設等の水循環システムに関わる施設の見学、及び各種体験活動等を通じて、山・川・海をつなぐ水循環システムについて学ぶ校外学習会を開催する。小学校、市町村、地域の活動団体等（土地改良区等）と連携しながら取り組むこととし、対象となる小学校は委託者が別途指定する県内12校（各教育事務所管内において2校）とする。

※参加児童数は、12校のうち8校は各25名、4校は各50名。

② フォーラム（学習成果発表会及び水循環システムの理解を深める講義）の開催

校外学習会の参加した小学校が、活動内容の成果を発表し、講師による水循環システムの理解を深めるための講義を聴講するフォーラムを開催する。

対象となる小学校は委託者が別途指定する県内6校（各教育事務所管内において1校）とする。

※参加児童数は、6校のうち4校は各25名、2校は各50名。

③ バスツアー開催ごとに使用した資料及び撮影した写真を県へ提供

④ 活動実績を取りまとめた成果品の作成

5 委託費

事業対象となる経費は次のとおりであり、事業対象として明確に区分できるものに限る。

業務の実施にかかる人件費（賃金、福利厚生費等）、旅費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、使用料及び会場借上料、リース料、材料費、業務管理費（業務経費総額の10%以内）、消費税、その他必要な経費

※次の経費は対象外となる。

- ・委託事業以外の通常業務を行うために要する人件費、施設賃借料、備品費、光熱水費、通信運搬費、消耗品費等
- ・土地、建物を取得するための経費
- ・施設や設備を設置又は改修するための経費
- ・その他事業との関連性が認められない経費
- ・国、地方公共団体等の補助金、委託費、助成金等により既に支弁されている経費

6 成果品

(1) 体裁

事業報告書 印刷物 1部、電子媒体（CD-ROM） 2部

(2) 成果品の管理と帰属

成果品の管理及び帰属は全て委託者とし、受託者は、委託者の承諾を受けずに、成果品の公表及び貸与をしてはならない。また、業務により知り得た情報について外部に漏らしてはならない。

(3) 提出場所

青森県農林水産部農林水産政策課

7 業務上の注意事項

- (1) 委託者は、本業務の期間において、受託者との間で随時打合せを行うことができるものとする。
- (2) 業務委託の目的を達成するため、委託者は業務状況・進捗状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、事業実施に当たり、個人の権利利益を侵害することがないよう個人情報を適切に取り扱うこと。
- (4) この仕様書に定めがない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。